

危機管理連絡会議 議事概要

日 時：平成30年7月20日（金） 16:00～16:10

場 所：県庁405会議室

参加者：危機管理連絡会議構成員16名（美波・美馬TV会議），

とくしまゼロ作戦課，住宅課，教育委員会施設整備課 計19名

議 題：県有施設におけるブロック塀の「緊急総点検」結果について

（危機管理政策課）

・6月22日に開催した危機管理会議に於いて政策監より指示があったが，その結果をとりまとめたので報告する。

（とくしまゼロ作戦課）

- ・以前，速報値として出していたが，この度取りまとめたものを報告。
- ・調査対象は全ての県有施設818施設。
- ・調査方法は，四国すまいづくり推進会議発行の「ブロック塀を点検しよう」の点検表を使い，総合評点から危険度を判定。あわせて高さや控え壁の有無などで現行の建築基準法への適否を確認。
- ・点検結果としては，まず229施設がブロック塀あり。総合評点が40点未満のブロック塀がある施設（危険）は15施設，40点以上55点未満（注意）は88施設。
- ・現行の建築基準法に適合しないブロック塀がある施設は113施設
- ・重複もあるが，当面の応急措置を講じる施設は145施設，安全対策を講じる施設は59施設。
- ・資料2枚目，各部局毎の施設数，総合評点毎の施設数，現行建築基準法に非適合，注意喚起，安全対策が必要など，それぞれ示している。

- ・資料3枚目、安全対策が必要な施設を両面に。
- ・注意喚起を行う施設について、次の資料から3枚。
- ・各部局におかれては、この施設についてもご確認をお願いしたい。

(危機管理部副部長 指示)

3点指示。

- ・1点目、既に6月22日の危機管理会議において政策監からの指示もあったところだが、点検表による総合評点が55点未満（注意・危険）及び現行の基準に適合しないブロック塀のある施設については、当面の応急措置として、張り紙等による注意喚起や、ロープ等による立ち入り禁止措置ができているのか、再度確認・徹底すること
- ・2点目、当面の応急措置の中でも、点検表による総合評点が40点未満、及び沿道沿いの現行基準に適合しないブロック塀のある施設については、安全対策として既存ブロック塀の解体撤去や、転倒防止対策等を講じること
- ・3点目、今回の緊急点検は全てが終わったわけではない。今回安全対策を講じるブロック塀以外の全てのブロック塀については、改めて専門家による点検を行い、必要な対策を講じること

なお、専門家による点検の詳細は、追って連絡するが、点検の結果、新たに対策が必要となった施設については、速やかに公表することとするので、当面の応急措置も含めた、速やかな対応を図るよう万全を期すこと

以上